

公 示 送 達 書

告示第14号

高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条で準用する地方税法第 20 条の2第1項の規定により公示します。

下記の書類は、住民登録上居住となっている市町村の後期高齢者医療担当課に保管していますので、該当する市町村の後期高齢者医療担当課へ来課の上、受領してください。

令和8年7月14日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長

柴橋 正直



送達を受けるべき者の住所(居所)

別紙のとおり

送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

送達する書類の名称

後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
後期高齢者医療保険料仮徴収額変更通知書

(注意)

高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条で準用する、地方税法第 20 条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。